

これまでの取組み

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日閣議決定)ポイント 国と東電の役割分担の明確化 ～賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関する具体的な対応策～

- 福島再生には、廃炉・汚染水対策のほか、賠償や除染・中間貯蔵施設事業について、**十分な資金的手当て**が必要。福島再生を滞りなく進めるため、**国と東京電力の役割分担**を明確化
- 国民負担を最大限抑制しつつ、電力の安定供給と福島再生を両立

基本的枠組み

- ①賠償は、**東京電力の責任**において適切に行う。実施済み又は現在計画されている**除染・中間貯蔵施設の費用**は、除染特措法に基づき、事業実施後に**東京電力に求償**
- ②必要となる資金繰りは、**原子力損害賠償支援機構法**に基づき、支援【**交付国債枠5兆円→9兆円**】

国と東京電力の新たな負担のあり方

- ①現在計画されている**除染事業**の費用相当分【約2.5兆円程度】
ー東京電力への求償とした上で、**機構保有の東京電力株式の売却益**により回収を図る
- ②**中間貯蔵施設費用**相当分【約1.1兆円程度】
ー東京電力への求償とした上で、**エネルギー特会から原賠機構に交付する資金**により回収
(復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない)

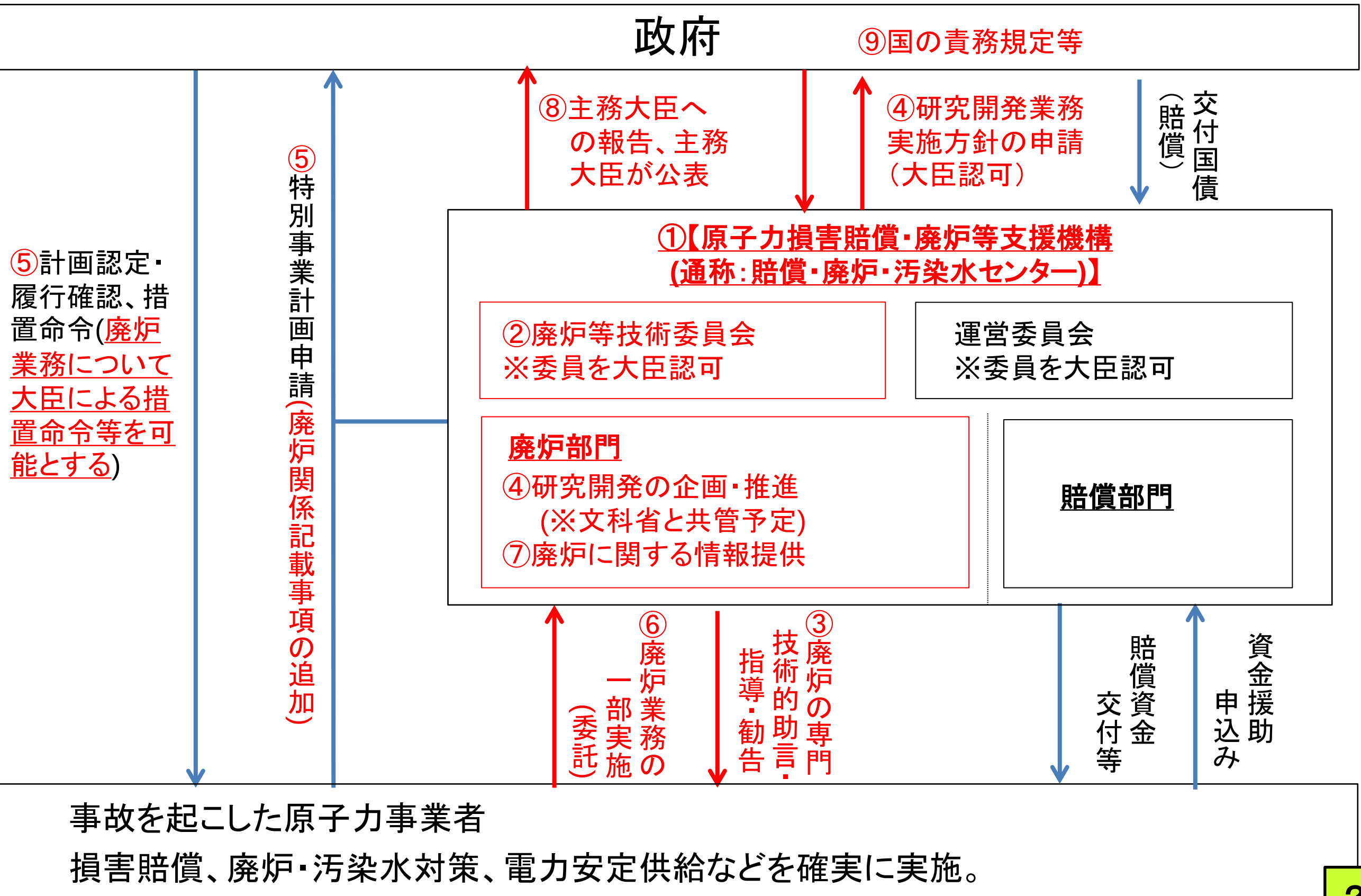
東京電力等の取組

- ①東京電力は、分社化など電力システム改革を先取りして**企業価値を高め**、除染等費用相当分の早期回収・国民負担の抑制を実現
- ②東京電力による前例のない取組に不可欠となる**金融機関の一段の関与・協力**により、東京電力の改革が確実に実行に移され、政府による取組とあいまって福島再生を加速

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の概要

【見直し後の機構】

※現行からの改正点は赤字で記載



和解の仲介を進めるための体制の整備

【概要】

○今般の事故に係る賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針を踏まえ、原則、東京電力と被害者との直接交渉により賠償が行われるが、直接交渉が難航する場合などに、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)において和解の仲介を実施。

○平成23年9月にセンターを設置して以降、被害者の方々がより迅速に和解の仲介を受けられるよう、センターの人員の体制強化等を実施してきている。

【和解の仲介】

当事者双方の意見を調整し、合意形成を後押しする。



<ADRセンター所在地>

- ・第1東京事務所(港区西新橋)
- ・第2東京事務所(港区新橋)
- ・福島事務所(郡山市)
 - 県北支所(福島市)
 - 会津支所(会津若松市)
 - いわき支所(いわき市)
 - 相双支所(南相馬市)



センター(東京事務所)外観

ADRセンターの体制

○弁護士を450名規模まで増員し、センター総数は600名規模まで増強。

	(H23年9月)		(H26年5月現在)
センター総数	63名	⇒	616名
うち弁護士数	45名	⇒	473名
仲介委員	22名	⇒	276名
調査官	19名	⇒	184名
次長 ほか	4名	⇒	13名

ADRセンターの活動状況

(平成26年6月10日現在)

- (1) 申立件数: 11,786件 (申立人数: 50,224人)
- (2) 既済件数: 8,800件
- (3) 現在進行中の件数: 2,986件 (1) - (2)
- (4) 現在提示している全部和解案: 289件

原子力損害賠償に関する消滅時効への対応

【概要】

民法では、損害賠償請求権の消滅時効期間は3年とされているところ、被害者の方々が消滅時効の期間の経過を懸念することなく賠償請求を行えるよう、消滅時効に関する特例を定める等の法整備が行われた。

1 原賠ADR時効中断特例法の制定

時効完成前に原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を申し立てた場合、仲介手続中に時効期間が経過していても仲介の打ち切りから一月以内に裁判所に訴えを提起したときには、時効の中断を認めることとし、被害者の方々が和解仲介制度の活用を促進するための特例法を制定。（平成25年6月施行）

2 原賠時効特例法の制定

今般の原子力損害に係る賠償請求権に関する消滅時効期間については「3年間」を「10年間」とし、また、除斥期間の起算点については「不法行為の時から20年」を「損害が生じた時から20年」とする特例法が議員立法により成立。（平成25年12月施行）

原子力損害賠償紛争審査会における指針の策定状況 【参考】

○ 指針が示すのは類型化が可能で一律に賠償すべき損害であって、指針に明記されていない損害についても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のあるものは賠償の対象とするよう、東京電力には合理的かつ柔軟な対応を求めている。

- 平成23年 4月11日 原子力損害賠償紛争審査会設置（閣議決定）
- 平成23年 8月 5日 **中間指針策定（原子力損害の範囲の全体像）**（第13回審査会）
- 平成23年12月 6日 **中間指針第一次追補策定（自主的避難等に係る損害）**（第18回審査会）
避難対象区域外の自主的避難者及び滞在者の損害（福島県内23市町村）
- 平成24年 3月16日 **中間指針第二次追補策定（避難区域等の見直し等に係る損害）**（第26回審査会）
・警戒区域見直し後の損害（精神的損害、財物賠償等）
・旧緊急時避難準備区域等の賠償の終期
・除染等に関する損害（自主除染、検査費用等）
- 平成25年 1月30日 **中間指針第三次追補策定（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害）**
（第30回審査会）
食品新基準値設定に伴う出荷制限指示等により発生した風評被害に係る損害
（東北地方を中心に品目と地域を追加）
- 平成25年12月26日 **中間指針第四次追補策定（避難指示の長期化等に係る損害）**（第39回審査会）
・精神的損害の一括賠償
・住居確保に係る損害
・避難指示解除後の「相当期間」

原子力損害賠償制度の見直しに係る関係規定・附帯決議

○原子力損害賠償支援機構法 附則第6条

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下「平成二十三年原子力事故」という。)の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後早期に、平成二十三年原子力事故の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、平成二十三年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

原子力損害賠償制度の見直しに係る関係規定・附帯決議

○原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議(衆議院)(抜粋)

七 法附則第六条第一項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第三条の責任の在り方、同法第七条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うこと。

十一 本委員会は、法附則第六条第一項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。

○原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議(参議院)(抜粋)

七 本法附則第六条第一項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第三条の責任の在り方、同法第七条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うとともに、その際賠償の仮払いの法定化についても検討すること。

十一 本委員会は、本法附則第六条第一項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途と、同条二項に規定する「早期に」は、二年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。

第3章 エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

第4節 原子力政策の再構築

3. 原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

「…原子力損害賠償制度の見直しについては、本計画で決定する原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進める…」